

個人情報保護制度の主な変更点（令和5年4月1日から）

1 開示請求書などの様式について



窓口や郵送で提出する開示請求書などが令和5年4月1日以降の請求からは新様式となります。

2 本人に代わって開示請求ができる代理人について



法定代理人や任意後見人に限らず、委任状の提出などにより委任による代理人でも開示請求ができるようになります。

令和5年3月31日まで（変更前）	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意後見人
令和5年4月1日から（変更後）	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人

3 開示の実施について



窓口における開示の実施に限らず、郵送（写しの送付）による開示の実施ができるようになります。

4 写しの作成に要する費用について



県内他市の状況を踏まえ、以下のとおり変更します。

公文書の種別	写しの種類		費用の額
文書又は図画	複写機による複写	日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさのもの（単色刷り）	1枚につき10円
		A3判以下の大きさのもの（多色刷り）	1枚につき50円
		A3判を超える大きさのもの	当該写しの作成に要する費用
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの	1枚につき100円	
電磁的記録	光ディスクに複写したもの		1枚につき100円
	用紙に出力したもの	A3判以下の大きさのもの（単色刷り）	1枚につき10円
		A3判以下の大きさのもの（多色刷り）	1枚につき50円
		A3判を超える大きさのもの	当該写しの作成に要する費用
その他のもの		当該写しの作成に要する費用	

令和5年4月1日以後にされた開示請求からは、CD-Rは現行400円を光ディスク（CD-R、DVD-R）100円に改定します。



5 開示決定等の期限について

事務処理上の都合により、通常の開示決定等の期限までに保有個人情報の開示決定等ができない場合は、市はその期限を延長することができますが、延長できる期間が短くなります。

令和5年3月31日まで（変更前）	開示決定等の期限：開示請求があった日から起算して15日以内 延長期間：45日以内
令和5年4月1日から（変更後）	開示決定等の期限：開示請求があった日から14日以内 延長期間：30日以内

【令和5年3月31日まで】

1日目 15日目 45日目 60日目
開示請求日 開示決定等の期限 延長期間 延長後の期限
(初日算入)

【令和5年4月1日から】

0日目 14日目 30日目 44日目
開示請求日 開示決定等の期限 延長期間 延長後の期限
(初日不算入)

6 死者の情報の開示請求について

亡くなった父母、子、配偶者の介護や医療の情報などといった死者に関する情報は、「個人情報の保護に関する法律」に基づく開示請求の対象外となるため、市独自の「岩国市死者情報の開示請求に係る事務取扱規則」に基づき死者情報の開示請求を受け付けます。